

入 札 説 明 書

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所の一般競争に係る入札公告（令和 7 年 8 月 25 日付け）に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 河合 弘泰

2. 担当部局

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
管理調整・防災部 管理課 契約係
電話046-844-5039 FAX 046-841-8307 MAIL nyuusatsu@p.mpat.go.jp

3. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 乗用自動車交換購入
- (2) 仕様等
別冊仕様書のとおり。
- (3) 納入期限
契約締結日から令和 8 年 7 月 3 0 日まで
- (4) 納入場所
別冊仕様書のとおり。
- (5) 本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

4. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）で、「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者のうち、「物品の販売」における「車両類」の資格を有している者であること。
- (3) 上記 4 (2) の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (5) 入札書、申請書及び証明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、港湾空港技術研究所長から入札参加資格停止の措置を受けている者又は国土交通省国土技術政策総合研究所副所長から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 申請書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
 - (イ) 子会社等（会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定による親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同

じ。) の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 項に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第 2 条第 1 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第 2 条第 1 2 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第 2 条第 1 5 号に規定する社外取締役
- ・会社法第 3 4 8 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第 4 0 2 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第 5 7 5 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 5 9 0 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d. 組合の理事

e. その他業務を執行する者であつて、a. から d. までの掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合。

(ハ) 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) その他の競争参加資格については、入札公告による。

5. 申請書及び証明書の提出方法

(1) 本入札の参加希望者は、上記 4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、入札公告に従い、申請書及び証明書を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び証明書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者の入札は無効とする。

(2) 上記 4. (2) の決定を受けていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、上記 4. (2) 以外の参加資格条件を満たしているときは、開札時に上記 4. (2) の決定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

(3) その他

- ① 提出された申請書及び証明書について当所から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- ② 申請書及び証明書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 当局は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した申請書等は返却しない。
- ⑤ 提出期限以降の申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6. 入札書の提出方法

(1) 受付期間：令和 7 年 9 月 12 日から令和 7 年 9 月 17 日到着分まで。

(2) 受付場所：2. の担当部局へ提出する。

(3) 入札方法

- ① 落札者の決定は、価格と環境性能を総合的に評価して行う総合評価落札方式をもって行う。

- ② 落札決定にあたっては、車両本体（付属品含む）、輸送費、下取り額及びその他通常取引において必要とされる諸経費の総額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、検査登録法定費用（自動車登録番号標交付手数料）、車庫証明法定費用（自動車保管場所証明書交付申請手数料）及び自動車リサイクル料金（購入車両及び下取り車両）を除いて見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額に自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、検査登録法定費用（自動車登録番号標交付手数料）、車庫証明法定費用（自動車保管場所証明書交付申請手数料）及び自動車リサイクル料金（購入車両及び下取り車両）を加算した金額を入札書に記載すること。

ただし、リサイクル料金等については、「資金管理料金」（消費税及び地方消費税を除いた金額を記載）と「再資源化等預託金及び情報管理預託金」（非課税）に区分するものとする。

なお、下取り車両に係る自動車損害賠償責任保険の解約返戻金は発注者が別途発行する請求書により支払をするため、入札金額に含めないこと。

- ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、不落随契には移行しない。

（4）提出方法

- ① 入札書は、直接持参か配達証明付書留等による郵送に限り、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ② 入札書は様式4にて作成し、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。
- ③ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（5）入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は無効とする。
- ② 上記6.（4）の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。
- ③ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札条件に違反した者のした入札は無効とするとともに、無効の入札をした者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

（6）入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（7）代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに代理委任状（様式5）を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（8）入札書に関する注意事項

提出された入札書の入札金額の誤記入等の錯誤又は積算の誤り等を理由として無効の訴えを提起できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止を行う。

7. 競争参加資格及び性能等証明書の審査

提出された申請書及び証明書は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所において審査し、合格したものに係る入札書のみ落札決定の対象とする。競争参加資格及び証明書の合否については、令和7年9月11日までに入札者に連絡し、不合格となったものに係る入札書には、理由を付して通知するものとする。

8. 入札説明書等に対する質問

- （1）この入札説明書（別冊を含む）に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様

式は自由)により提出すること。

① 提出期間：公告日から令和7年9月8日 16時00分 まで

② 提出先：上記2.に同じ

③ 提出方法：直接持参か郵送もしくはメールによる。

(2) (1)の質問に対する回答は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 ホームページ (<https://www.pari.go.jp>)において閲覧に供する。

9. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は行わないものとする。

10. 下取り車両の確認場所、日時及び連絡先

(1) 場 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

(2) 日 時：入札説明書の配付期間中、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から15時00分まで(事前に連絡をいただき、上記 期間で日程調整します。)ただし、最終日は12時00分まで

(3) 連絡先：上記2.に希望日時(第一希望から第三希望まで)を記載の上、電子メール等により連絡すること。

(4) その他：下取り車両の確認をしない者が入札に参加する場合は、入札の対象となる車両等に関する全ての事項を了承したものとして取り扱う。

11. 開札の日時及び場所等

開札日時：令和7年9月18日 9時50分

開札場所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

その他：開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

12. 総合評価落札方式の仕組み

(1) 本件の入札価格に対する得点については、入札価格を100万円で除して得た値とする。

(2) 本件の環境性能に対する得点については、入札の対象となる自動車の燃費基準値が、仕様書に記載された発注者の要求要件を全て満たしているものに標準点100点を付与する。更に環境性能(燃費値)について「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日変更閣議決定)の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ加算点を最大50点付与する。

(3) 価格及び環境性能にかかる総合評価は、入札者の申し込みに係る環境性能の評価に係る得点の合計を当該入札者の入札価格に対する得点で除して得た数値をもって行う。

13. 総合評価点＝環境性能に対する得点／入札価格に対する得点落札者の決定方法

(1) 次の各要件を満たす入札書のうち、別添の審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 入札者の提出した証明書が、7.による審査の結果合格したものであること。

(2) (1)において、評価値の最も高い者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

14. 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(2) 書留郵便等により契約書を取り交わすことを希望する者は、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

(3) 上記(2)の場合において契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- (4) 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

15. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 手続きにおける交渉の有無 無
- (4) 支払の条件 完了払い（部分払い及び前払金なし）
- (5) 入札参加者は、この入札説明書（別冊を含む）及び港湾空港技術研究所競争契約入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (6) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
- (8) 入札結果は、落札者を含め入札者全員の、商号又は名称及び入札価格及び総合評価点について、港湾空港技術研究所及びホームページにて公表するものとする。

自動車の性能に関する審査要領

(1) 落札者の決定方法

- 1) 入札者に価格及び環境性能をもって申し込みさせ、次の要件を満たしている者のうち(2)によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ①入札価格が予定価格の範囲内であること。
 - ②入札者が納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。
- 2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときには、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。
- 3) 落札者の決定は、開札日の翌日以降に行うものとする。

(2) 総合評価の方法

- 1) 総合評価点は次のとおりとする。

総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点

総合評価点は、小数点第4位（5位切り捨て）とする。
- 2) 1)の「環境性能（燃費値）に対する得点」は次のとおりとする。
 - ① 評価の対象とする環境性能に係る指標は、燃費値（燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。以下同じ。）とし、WLT Cモードによる燃費値を使用するものとする。ただし、WLT Cモードによる燃費値が公表されていない車種については、JC O 8モードを使用するものとする。燃費値は、小数点第1位（2位四捨五入）とする。
 - ② 仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに入札者が納品しようとする自動車（以下「提案車」という。）の燃費値が燃費基準値（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）の13－1（1）備考12に示された算定式による燃費基準値）を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（以下「加算点」という。）を与える。
 - ③ 燃費目標値は車種・燃費種によらず燃費基準値の2倍とする。また、加算点の満点は50点とし、提案車の燃費値が燃費目標値以上の場合であっても加算点は50点を上限（満点）とする。
- 3) 1)の「入札価格に対する得点」は、入札価格を100万円で除して得た値とする。

$$\blacksquare \text{総合評価点} = \frac{\text{環境性能（燃費値）に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}}$$

* 小数点第4位（5位切り捨て）

$$\blacksquare \text{環境性能（燃費値）に対する得点} = \text{標準点（100点）} + \text{加算点}$$

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$= 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

* 燃費値は小数点第1位（2位四捨五入）

$$\blacksquare \text{入札価格に対する得点} = \text{入札価格} \div 100 \text{万円}$$